

○松江市指定管理者の管理する松江市立保育所の設置及び管理に関する
条例

平成17年9月30日

松江市条例第439号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、松江市が指定管理者に管理させる保育所（以下「指定保育所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 指定保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|-----------------|
| 松江市立恵曇保育所 | 松江市鹿島町武代181番地 |
| 松江市立マリン保育所 | 松江市島根町大芦2189番地2 |
| 松江市立野波保育所 | 松江市島根町野波2321番地2 |
| 松江市立美保関西保育所 | 松江市美保関町北浦658番地1 |
| 松江市立美保関東保育所 | 松江市美保関町森山650番地1 |

2 前項に規定する指定保育所の収容定員は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第3条 指定保育所の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保育事業の運営に関する業務（市長の権限に属するものを除く。）
- (2) 指定保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定保育所の管理運営上必要と認める業務

(休所日)

第5条 指定保育所の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

(保育時間)

第6条 指定保育所における通常保育の保育時間は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する保育必要量の認定の区分に応じ、次のとおりとする。

(1) 1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。） 午前7時から午後6時まで

(2) 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。） 午前8時30分から午後4時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(市長による管理)

第7条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、指定保育所の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が指定保育所の管理を行う場合にあつては、第5条及び前条第2項中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を

得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは、」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(島根町区域に置く松江市立保育所設置及び管理に関する条例の廃止)

2 島根町区域に置く松江市立保育所設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第194号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日までに、島根町区域に置く松江市立保育所設置及び管理に関する条例及び松江市立保育所設置条例(平成17年松江市条例第192号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(松江市立保育所設置条例の一部改正)

4 松江市立保育所設置条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(松江市立宍道幼稚園の設置に関する条例の一部改正)

5 松江市立宍道幼稚園の設置に関する条例(平成17年松江市条例第130号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成17年11月30日松江市条例第455号)

この条例中第1条の規定は平成17年12月26日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日松江市条例第65号）

この条例は、平成18年12月25日から施行する。

附 則（平成19年3月30日松江市条例第20号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日松江市条例第43号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日松江市条例第103号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日松江市条例第20号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市条例第57号）

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、第7条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日松江市条例第45号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中松江市指定管理者の管理する松江市立保育所の設置及び管理に関する条例第6条第1項各号列記以外の部分及び同条例第7条の改正規定並びに第2条中松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例第2条から第8条まで及び第9条第2項の改正規定並びに同条例別表第1号の改正規定（「保育料（日額）」を「日額」に改める部分に限る。）、同条例別表第2号及び同条例別表第3号の改正規定は、公布の日から施行する。